

●犬山市障害者自立支援協議会委員からの意見

(1)実施日時

令和5年12月11日付けで文書にて依頼し、令和5年12月20日までにいただいた意見は次のとおりです。

(2)意見及び計画案の修正

ページ	委員の意見	計画案の修正など
p.29	一定の従業員数を雇用している民間企業は、法定雇用率以上の障害のある人を雇用しなければなりません」と記載されているが、法定雇用率が分からない。 ついては、巻末の「用語の解説」に法定雇用率の説明を入れて欲しい。 その際に、障がい者雇用促進法では民間企業と行政機関では法定雇用率が同じなのか、違うのか・・・、そこら辺の説明もあると良い。	「用語解説」に法定雇用率の説明を入れました。 (p.154)
p.40	施策の体系に「指導・監督」という分野を入れる必要はないか検討して欲しい。 理由は、昨今全国的レベルで問題となっている ①施設職員の利用者に対する虐待、パワハラ等の問題 ②グループホーム運営会社による不適切な施設運営 施設に公費が投入されているのであれば、これらの問題をチェックし指導、監督する業務も施策として反映してはどうかと思う。	福祉サービス事業所の指定権者は愛知県となっており、指導・監督についても愛知県が実施していますが、市としても協力して取り組んでいます。 「施策の体系」は第2回犬山市障害者自立支援協議会で承認を得ており修正は行いませんが、ご指摘の指摘内容は「質の向上」として個別施策、福祉計画内に反映しました。 (p.62、110)

p.95	(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実 「市で1箇所整備することを目標としましたが、 目標としました。」と記載されているが、「目標と しましたが」は不要ではないか。	ご指摘のとおり、修正し ました。
p.95	地域生活支援拠点等について、各市町村はその 機能充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及 び検計することを基本とする。 ① このように書かれているが「検計」という言 葉はあるのか？ ②またこのように明記されているのであれば、 どの機関(行政 福祉課か?)が検証及び検計す るのかを計画に盛り込む必要があるのではない か。	① 「検討」の誤りですの で、修正しました。 ② 犬山市障害者自立 支援協議会で実施す るものなので、その 旨を追加しました。
p.100	「基幹相談支援センターで相談を受ける体制を 継続する中で、相談員連絡会等を通じて、地域 の相談支援事業者に対する訪問等による専門的 な指導・助言、人材育成の支援、連携強化の取組 みを実施しています。」 このような説明があるということは、「基幹相談 支援センター」が障害福祉サービスが適切に行 われているのかどうかを指導・監督・チェックす る役割を担うのか。 であれば、「基幹相談支援センター」の法的な権 限の裏付け及び施策体系での位置付けを明確に したらどうかと思う。	基幹相談支援センター は「地域の相談支援体制 の強化の取組」の役割を 担っています。 基幹相談支援センター が障害福祉サービスを 指導・監督・チェックする ということではなく、地 域の相談支援事業者へ の専門的指導、助言等 を通じて、相談支援体制 を強化していくという意 味で記載しました。
p.104	「就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型 事業について…」 ここも A 型、B 型の内容及びその違いが分から ない。 ついては、巻末の「用語の解説」に就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業についての 説明を入れて欲しい。	「用語解説」ではなく、 「障害福祉サービスの見 込み量」に各サービスの 内容をまとめています。 (p.113)

p.110	○目標達成のための方策 「また、自立支援審査支払等システム等を活用し…」とあるが 「自立支援審査支払等システム等」が分からない。 巻末の「用語の解説」に自立支援審査支払等システム等の説明を入れて欲しい。	「用語解説」に追加しました。 (p.153)
p.31	・図表 2-33 は身体障害者の内訳のため、それが分かる記載をお願いします。 ・図表 2-34 の構成比が誤っているため、修正をお願いします。 ・図表 2-32～34 は R5.6.1 現在ではなく、R5.3.31 現在の数字のため、修正をお願いします。 ・図表 2-33、34 の下の文字が切れいています。	ご指摘のとおり、修正しました。
p.26	説明文で「令和5年度では、高等部が29人」と記載されていますが、図表2-25には高等部の目盛りが無いように思いますが、これはなぜでしょうか？	高等部の目盛りが必要でした。ご指摘のとおり、修正しました。
p.27	図表2-26の令和3年度～令和 5 年度の合計人数が、各区分の合計人数と合わないように思いますが、いかがでしょうか？ 例えば、令和 3 年度の合計は「31」ですが、聾学校の計5人、一宮東の計41人、春日台の計0人、春日井の3人、大府もちのきの0人、一宮の 0 人、小牧の計12人、大府の計 0 人を合わせると、61人になるように思います。	誤記載でした。ご指摘のとおり、修正しました。
p.45	「障害を理由とする差別の解消の推進 拡充※事業所への働きかけの強化」の「事業所」の表記ですが、内閣府では「事業者」という表記が使われていますので、「事業者」に修正されたほうがよいと思います。	「事業者」へ修正しました。
p.141～149	(団体より)ヒアリング内容の文言の修正	ご指摘のとおり、修正しました。